お客様（以下、「利用者様」）と一般財団法人信貴山病院分院上野病院グループホーム「はゞとの杜友生」（以下、「事業者」）は、事業者が利用者様に対して行う認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護を含む。以下同じ。）サービスについて、次の通り契約します。

第１条（総則）

事業者は、認知症により自立生活が困難となった利用者様に対して、家庭的な環境のもとで、利用者様がその役割を持って日常生活を営むことができるよう共同生活介護サービスを提供します。

第２条（契約の目的）

事業者は、介護保険関係法令の趣旨にしたがって、認知症対応型共同生活介護サービスを提供し、利用者様は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第３条（契約期間）

１　この契約は、令和　　年　　月　　日から利用者様の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約満了日以前に利用者が要介護区分の変更の認定を受けた場合、有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の有効期間満了日までとします。

２　契約満了日の３０日前までに、利用者様又は代理人から事業者に対して、文書により契約終了の申し出が無い場合はこの契約は自動更新されます。自動更新された場合の契約満了日は、更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。

第４条（利用基準）

利用者様が次の各号の一に該当する場合は、当施設を利用できません。

①要支援２以上の認定を受けていない方

②医師より認知症の状態であると診断されていない方

③日常的に医療機関において治療が必要な方

④自傷他害の恐れがある方

⑤当施設の方針に賛同されない方

第５条（認知症対応型共同生活介護計画の策定）

事業者は、次に掲げる事項を計画作成担当者に行わせます。

①利用者様の心身の状況、希望、その置かれている環境を踏まえて、利用者様と介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的サービス内容を記載した計画の作成。

②作成した計画について、利用者様、代理人及び利用者の家族への説明。

③必要に応じた計画の変更と説明。

第６条（認知症対応型共同生活介護サービスの内容）

１　事業者は、前条で作成された計画に沿って、利用者様の居室、食事、介護保険関係法令で定められている必要な援助を提供します。また、計画が作成されるまでの間も、利用者様の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。

２　利用者様が利用できる介護保険給付対象サービス及び介護保険給付の対象外の有料のサービスは別紙重要事項説明書に定めます。

３　事業者はサービスの提供に当たり、利用者様又は他の入居者様等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者様の行動を制限しません。

４　他へ入院、入所した場合は原則退所となります。ただし、利用者様、家族と事業者との協議により在室扱いとする事ができます。その際は、家賃と共益費が発生します。ただし、１ヶ月を越えての在室扱いは出来ません。

５　上記の在室扱いについて、緊急避難的な対応として短期間に居室を利用する事があります。その際、家賃と共益費は徴収しません。

第７条（要介護認定の申請に係る援助）

事業者は、利用者様が要介護認定の更新申請が円滑に行えるように援助し、利用者様が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者様に代わって行います。

第８条（サービス提供の記録）

１　事業者は、毎回のサービスの終了時に、利用者様から書面によりサービス提供の確認を受けます。

２　事業者は、認知症対応型共同生活介護の提供に関する以下の各記録を整備し、契約終了後５年間保存します。

①認知症対応型共同生活介護記録

②具体的なサービスの内容の記録

③身体拘束等の様態、時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

④市町村への通知に係る記録

⑤苦情の内容の記録

⑥事故の状況及び事故に際してとった処置の記録

３　利用者様は、事業者の営業時間内に当施設にて、当該利用者に関する２項の記録を閲覧できます。

４　利用者様は、利用者様に関する２項の記録の複写物の交付（有料）を受けることができます。

第９条（医療上の必要な対応及び連絡）

１　事業者は、利用者様が病気又は負傷により治療が必要となった場合、利用者様のかかりつけ医等の医療機関において適切な治療が受けられるよう支援します。（原則、家族様に対応して頂きます。難しい場合は相談に応じますが、勤務の都合上、必ずしも対応できないことをご了承ください）

２　事業者は、利用者様に急変があった場合、夜間に緊急を要する場合は、所轄の消防署もしくは医療機関に連絡をとり、救急治療、緊急入院が受けられるよう支援をします。

３　事業者は、利用者様の健康状態が急変した場合等は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに利用者の主治医又は協力医療機関の医師に連絡する等必要な支援をします。

第１０条（緊急時における対応について）

１　事業者は利用者様の緊急時に備えて、予めかかりつけ医を把握しておくものとします。

２　かかりつけ医で診察が困難な場合には、救急搬送をする場合があります。その際、職員は同行できない場合があります。情報提供は当施設が行いますが、医療同意が必要に応じてあるため、家族様に同行、付き添いをお願いします。

第１１条（利用料等の支払）

１　利用者様又は代理人は、サービスの対価として、別紙重要事項説明書に定める利用料等について、月毎に支払う義務を負います。

２　事業者は、当月利用料等の請求書を翌月の１５日までに利用者様又は代理人に通知します。

３　利用者様は、当月利用料等の合計額を翌月末日までに、事業者の指定する方法により支払います。

第１２条（連帯保証人の支払）

保証人（連帯保証人）は、事業者に対し、利用者が本契約上負担する一切の債務を極度額５０万円の範囲内で連帯して保証するものとします。

第１３条（利用料等の変更）

事業者は、物価や介護保険関係法令その他制度の改正により、利用料等を変更する場合があります。その場合、事業者は、利用者様及び代理人への説明及び了承を得るものとします。

第１４条（居室及び共用部分の利用並びに共用物の使用の制限）

１　利用者様は、居室を住居として使用し、如何なる名目によっても、それ以外の目的に使用できません。

２　居室及び居室内のもの以外は、入居者全員が利用できる場所及び使用できるものであり、正当な理由がある場合を除き、独占することはできません。

３　利用者様は、居室に造作、模様替えをするときは、予め事業者に対して文書により内容を届け出て、了承を得なければなりません。その場合、造作等にかかった費用及び退去時の原状回復費用は利用者様又は保証人の負担とします。

４　利用者様は、如何なる理由があろうと共用部分の造作、模様替えをすることはできません。

第１５条（契約の終了）

１　利用者様は、事業者に対して３０日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

２　次の各号の一に該当した場合、事業者は利用者様に対して３０日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

①利用者様のサービスの利用料金の支払が、正当な理由なく１ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず３０日以内に支払われない場合。

②利用者様が、病院又は診療所等に入院し、明らかに1ヵ月以内に退院できる見込みがない場合または1ヵ月を経過しても退院できないことが明らかな場合。

③利用者様が、自傷他害の恐れがあると事業者が判断した場合。

３　利用者様が要介護認定の更新で非該当又は要支援１と認定された場合、所定の時間の経過をもってこの契約は終了します。

４　次の各号の一に該当した場合、この契約は自動的に終了します。

①利用者様が他の介護保険施設等へ入院、入所した場合

②利用者様が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

第１６条（退所時の援助）

事業者は、契約が終了し利用者様が退所する際には、利用者様及びその家族の希望、利用者様が退所後に置かれることになる環境等を勘案し、円滑な退所のために援助します。

第１７条（個人情報保護・秘密保持）

１　事業所及びその職員は、利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。

２　事業者及びその職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者様及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

３　次の各号の一に該当した場合は、前項の規定を適用しません。

①法令に基づく場合

②行政庁の事務遂行のため情報提供を求められた場合

③本人又は他人の生命、財産の保護に係る場合

④その他利用者様本人又は代理人の同意が困難であると社会通念上妥当と判断される場合

⑤予め文書により利用者様又は代理人の同意を得た場合

第１８条（事故発生時の対応）

１　事業者は、利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに代理人、利用者様の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

２　事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

第１９条（損害賠償）

１　事業者は、利用者様に対するサービスの提供により発生した事故等により利用者様の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合はこの限りではありません。

２　事業者は、万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています。

３　利用者様の故意又は過失により、居室または備品につき通常の保守、管理の程度を超える補修等に必要な費用は利用者様もしくは保証人に請求します。

第２０条（虐待防止・身体拘束について）

１　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとします。

２　基本的に身体拘束は行いません。利用者に不利を生じる、又は自傷他害の恐れがある時はやむを得ず身体拘束をする場合があります。その際は必要最低限の時間にとどめ、定期的に異常の有無を確認します。

３　身体拘束を行う場合は、法令に基づく指針を遵守するとともに、記録を経時的に行います。

第２１条（非常災害対策及び感染症対策）

１　事業者は、非常災害や感染症に対処するためのマニュアルや指針を策定し、定期的に訓練を実施します。

２　事業者は、災害発生や感染症の流行等に備えるため、平時より業務継続に係る計画を整備し、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築します。

第２２条（相談・苦情相談）

１　利用者様及び代理人は、事業者から提供されたサービスに関して苦情があるときは、事業者、市町村又は第三者機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

２　事業者は、利用者様及び代理人からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、提供したサービスについて苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に対応します。また、事業者は、利用者様及び代理人が苦情を申し立てたことを理由として如何なる不利益な扱いもいたしません。

３　事業者の苦情相談窓口は重要事項説明書の通りです。

４　事業者は、苦情の処理に際しては、必要に応じて市町村等へその概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

第２３条（本契約に定めのない事項）

１　利用者様及び代理人と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

２　本契約に定めのない事項については、介護保険関係法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議の上、定めます。

第２４条（裁判管轄）

利用者様及び代理人と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者様の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第２５条（契約内容の変更）

この契約書は、令和　　年　　月　　日に作成しました。介護保険制度の改定その他の理由により、契約書の内容に変更が必要な場合、利用者様及び代理人に変更内容を通知し、了承を得るものとします。

平成18年 4月 1日　（施行）令和2年　5月 1日　（改定）
平成21年12月12日　（改定）令和5年　9月 1日　（改定）
平成24年 4月 1日　（改定）令和5年　9月 1日　（改定）
平成26年 4月 1日　（改定）令和6年　4 月 1日　（改定）
平成27年 4月 1日　（改定）
令和2年　4月 1日　（改定）

サービス提供にあたり利用者に対し、本書面に基づいて令和　　年　　月　　日契約事項を説明しました。

説明者（職/氏名）

本契約を証するため、本書を２通作成し、利用者様及び一般財団法人信貴山病院分院上野病院「はあとの杜上野」の双方が記名及び押印の上、各１通を保管するものとします。

私は本書面により、事業者からサービス利用についての利用契約事項の説明を受け承諾しました。

契約締結日　令和　　年　　月　　日

利用者　住所

氏名　㊞

代筆者　（続柄　　）

代理人　住所

氏名　㊞

電話番号

（利用者様との続柄　　）

保証人　住所

氏名　㊞

電話番号

（利用者様との続柄　　）

施設名　指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護
「グループホーム　はあの杜友生」

所在地　三重県伊賀市中友生1341－1

事業者　奈良県生駒郡三郷町勢野北4-13-1　一般財団法人信貴山病院

三重県伊賀市四十九町2888　分院上野病院

代 表 理 事　竹　林　由　浩　㊞

本契約書と同時に「重要事項説明書」にも記名、押印し、以上２件の同意をもって契約開始とします。